

処分基準の改定概要

1 改定の主な理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第３２号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、個人番号カードと運転免許証の一体化に関する規定が整備されたことから、運転免許の効力の停止等の処分基準についても改定したものの。

2 改定内容

改正法施行により運用開始される免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）を明記したほか、現行の運転免許証とマイナ免許証のいずれかが示されるよう用語を整理した。

3 施行予定日

令和７年３月２４日